

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
	医師、研究職を含む	医師、研究職を除く
全労働者	56.4%	80.1%
常勤職員	66.4%	85.8%
任期付職員・非常勤職員	35.7%	84.2%

対象期間: 令和6事業年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

賃金: 基本給、超過勤務に対する手当、賞与等を含み、退職手当を除く。

常勤職員: 出向者については、当法人において給与を支給している者を含む。

任期付職員・非常勤職員: 任期付職員、非常勤職員を含み、派遣職員を除く。

【差異についての補足説明】

国立研究開発法人であり、相対的に賃金が高い医師及び研究職において、特に男性の割合が高いことが

差異の要因と考えられる。参考までに、医師及び研究職を除いた割合も示している。